

議第73号 呉市立呉高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

広島県に準じ、呉市立呉高等学校の教育職員に係る教職調整額の支給対象の改正を行うものです。

2 改正の内容

呉市立呉高等学校の教育職員に係る教職調整額の支給対象について、広島県に準じ、広島県との人事交流により採用している職及び採用する可能性がある職を支給対象に追加します。

3 施行期日

公布の日（令和6年4月1日から適用）